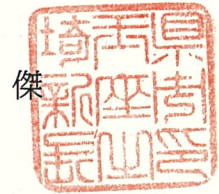


新座市告示第 136 号

新座市自転車等駐車場条例（昭和60年新座市条例第25号）第16条第3項及び新座市自転車等放置防止条例（昭和60年新座市条例第32号）第9条第1項の規定による費用の徴収及び収納事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、指定公金事務取扱者として、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月 / 日

新座市長 並 木



東京都中央区日本橋堀留町一丁目5番11号

日駐管理株式会社

代表取締役 池尾 泰彦